令和4年第6回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和4年5月25日(水)

開催場所 市役所 全員協議会室

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時50分

議 長 会長 大曽根髙男

委員出席状況

議席番号	氏		名	7	出欠	議席番号	氏	名	出欠
1番	平	塚	雄	_	出	8番	長 堀	進	出
2番	荒	井	正	夫	出	9番	吉 原	正 美	出
3番	荻	島	保	夫	出	10番	横山	勝之	出
4番	村	田	敏	和	出	11番	大曽根	髙 男	出
5番	新	井		稔	出	12番	星野	幸夫	出
6番	前	田	利	行	出	13番	荻 島	康 利	出
7番	栁	下		稔	出	14番	大曽根	貴 枝	出
出	席		1 4	!名		欠	席	0名	

農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏 名	出欠	担当区域	氏	名	出欠
水谷1	田中 弥一	出	南畑1	関根	和市	出
水谷2	黒田 等	出	南畑 2	石井	浩二	出
鶴瀬1	栗原 英雄	出	南畑3	萩原	好伸	出
鶴瀬2	島田 秀男	出				
出	席 7名		欠	席	0名	

職務のため出席した事務局職員

事務局長	村 木 保 之	事務局主任	荒木 貢
事務局主事	麻 生 優		

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

本日の総会は、農業委員数14名にて開催します。

農業委員の出席は過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規 定により総会は成立いたします。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者 を指名する。

4 番 村田敏和委員

5 番 新井 稔 委員

6 番 前 田 利 行 委員

日程第2議事

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、農地転用基準に照らし「適当」であるとした。

○議案第2-1

(事務局説明)

申請目的「自己用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・周辺が県道・河川・宅地等に囲まれており、一団の農地規模が概ね10~クタール未満の区域内であることから、第2種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については全面道路に埋設された公共下水管へ接続します。雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内での処理となっております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2~3段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応し、金融機関の残高証明が提出されています。
- ・他法令につきましては開発許可が申請されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第2-2

(事務局説明)

申請目的「事務所兼用住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

・農地区分につきましては、全面道路に上水道管、下水道管の2つが埋設されており、おおむね500m以内に内科医院、小学校の2以上の医療施設、教育施設の公共公益施設があることから第3種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水、雑排水については全面道路に埋設された公共下水管へ接続します。雨水排水については、浸透トレンチにより敷地内での処理となっております。
- ・隣地境界には新設コンクリートブロック2段積を設置し、土砂等の流出を防ぐこととしております。
- ・隣地所有者から「転用計画についての同意書」が提出されております。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、融資で対応することとしております。
- ・他法令につきましては開発許可が申請されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○議案第1-1、1-2、1-4~1-6 は譲受人が同一のため、一括して説明します。 (事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については5月12日に確認し、適正 に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

- ○農地法第3条2項要件について
- ① 全部効率利用要件
- ・所有農地営農状況…所有農地15,773㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター3、田植機2、耕うん機3、コンバイン1、防除機3、軽 トラック1、調整機3
- ・従事人数…世帯員3名
- ・申請地までの通作距離…自宅から 1-1 が 2 k m、 1-2 が 3 . 5 k m $1-4\sim6$ が 3 k m
- ② 「農作業常時従事要件」

・世帯員3名…本人180日、妻80日、子100日

③「下限面積要件」

- …権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50 a に達すること。
 - ・権利取得後の耕作面積… 1-1が16,279㎡、1-2が17,205㎡

1-4 is 16, 267 m^2 , 1-5 is 16, 267 m^2

 $1-6 \% 16, 279 \text{ m}^2$

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われます。

○議案第1-3

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については5月12日に確認し、適正 に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

- ○農地法第3条2項要件について
- ① 全部効率利用要件
- ・経営農地営農状況…経営農地(所有地9,603㎡)については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…トラクター 2 、田植機 1 、防除機 1 、軽トラック 1 、ハーベスタ 1 、農業用トラック 2
- ・従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…自宅から1km
- ② 「農作業常時従事要件」
- ・世帯員2名… 夫300日、本人250日
- ③「下限面積要件」

- …権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50 a に達すること。
 - 権利取得後の耕作面積…11,498㎡

④「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われます。

○議案第1-7、1-8

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については5月12日に確認し、適正 に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小のため。

○農地法第3条2項要件について

- ① 全部効率利用要件
- ・経営農地営農状況…経営農地16,474㎡については適正に管理されている。
- ・農機具所有状況…耕運機1、トラクター2、田植機1、軽トラック1、籾すり機1、バインダー1
- · 従事人数…世帯員2名
- ・申請地までの通作距離…950m

② 「農作業常時従事要件」

·世帯員2名··· 本人120日、母 180日

③「下限面積要件」

- …権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50 a に達すること。
 - ・権利取得後の耕作面積…1-7が16, 972㎡、1-8が17, 135㎡

③ 「地域との調和要件」

申請地は周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。農薬の使用方法については地域の防除基準に従います。

以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人を訪問し話を伺い、現地を確認しました。事務局説明のとおり支障がないと思われます。

議案第3号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

○議長は、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認1件を議題として上程 し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全て農地の利 用状況の区分は、「自ら所有し、自ら農地として使用している。」と承認された。

○議案第3-1

(事務局説明)

本件は、平成14年に相続税の納税猶予の特例の適用を受けている農地について、免除とする期日が令和4年の11月となっておりますことから、農地として適正に利用されているか否かについて、川越税務署より現地の利用状況の確認調査を求められているものの案件でございます。

事務局において、利用状況確認書に記載された農地について、5月13日に調査、確認した結果、いずれも農地として利用されていることを報告いたします。

(担当委員からの説明)

所有者を訪問し、現地確認しましたところ、ご自身で耕作し農地として管理されている ことを確認しました。

議案第4号

生産緑地に係る農業従事者の証明について

○議長は、生産緑地に係る農業従事者の証明について 2 件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員の賛成により「承認」とした。

○議案番号第4-1

・申出事由…主たる従事者の死亡

(事務局説明)

5月16日に現地を確認したところ、耕作されていました。従事者は以前営農されていま

したが、体を悪くされてから、できる範囲の作業をされていたそうです。

(担当委員からの説明)

数年間、従事者とは会っていないので従事状況はわからない。

(事務局説明)

事務局から再度説明し、了承いただいた。

議案第5号 生産緑地の取得の斡旋について

- ○議長は、生産緑地の取得の斡旋1件を議題として上程し、事務局の説明の後、斡旋がある場合には、事務局へ申し出ることとした。
- ○議案第5-1

(事務局説明)

本件は、以前総会において主たる従事者の死亡により「生産緑地に係る農業従事者証明」について審議・承認いただいた案件に関しての斡旋でございます。

その後、市に対して生産緑地の買取申出がありましたが、市では買取り予定がないため富士見市長より「生産緑地の取得の斡旋について(依頼)」がございました。皆様には、営農希望者へ取得の斡旋をよろしくお願いいたします。

希望者がいる場合は6月10日までに事務局まで報告をお願いします。

日程第3 専決処理報告

1. 農地法第4条及び第5条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第3条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和4年4月19日から令和4年5月17日まで)

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による届出

2件

(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出

5件

日程第4 協議報告事項

- 1. 富士見市農業委員会会長専決規程の改正について
- 2. その他

議長は、令和4年第6回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月25日

議	長	
4	1 番	
5	5 番	
6	3 番	